

令 2 薬 務 第 1 8 3 号
令和2年(2020年)5月14日

一般社団法人山口県医師会長
一般社団法人山口県病院協会展長
一般社団法人山口県薬剤師会長 様
山口県病院薬剤師会長
山口県薬業卸協会会長

山口県健康福祉部長

抗インフルエンザウイルス薬の有効期間の延長について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から下記2種類の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員へ周知いただくようお願いいたします。

記

- ・抗インフルエンザウイルス薬イナビル吸入粉末剤 20 mgの有効期間の延長について
- ・抗インフルエンザウイルス薬ラピアクタ点滴静注液バイアル 150 mgの有効期間の延長について

薬務課薬事班 担当 北野 TEL 083-933-3020 FAX 083-933-3029

943

薬生薬審発 0507 第 3 号
令和 2 年 5 月 7 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬イナビル吸入粉末剤 20mg の有効期間の延長について

抗インフルエンザウイルス薬であるイナビル吸入粉末剤 20mg（以下「イナビル」という。）について、イナビルの製造販売業者である第一三共株式会社より、イナビルの安定性に係る試験成績等が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出されました。機構による当該試験成績等の評価結果を踏まえ、現在流通しているイナビルと同様に、医療機関において保管されているイナビルの有効期間を 10 年に延長することは差し支えないものと考えます。

医療機関に対して、室温下において適切に保管している場合におけるイナビルの有効期間の延長に係る情報を周知するため、本通知の内容につき、貴管下関係医療機関に対し周知されるようお取り計らい願います。

薬生薬審発 0507 第 5 号
令和 2 年 5 月 7 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬ラピアクタ点滴静注液バイアル150mgの
有効期間の延長について

抗インフルエンザウイルス薬であるラピアクタ点滴静注液バイアル150mg（以下「ラピアクタバイアル」という。）について、ラピアクタバイアルの製造販売業者である塩野義製薬株式会社より、ラピアクタバイアルの安定性に係る試験成績等が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に提出されました。機構による当該試験成績等の評価結果を踏まえ、現在流通しているラピアクタバイアルと同様に、医療機関において保管されているラピアクタバイアルの有効期間を5年に延長することは差し支えないものと考えます。

医療機関に対して、室温下において適切に保管している場合におけるラピアクタバイアルの有効期間の延長に係る情報を周知するため、本通知の内容につき、貴管下関係医療機関に対し周知されるようお取り計らい願います。